

只木ゼミ前期第8問検察レジュメ(反対尋問)

文責:3班

1. 「Ⅱ. 学説の検討」2頁17行目以下において「罪刑法定主義の根本を否定するものであるため」とあるが、弁護側の考える罪刑法定主義の根本とは何か。
2. 「Ⅱ. 学説の検討」1頁22行目以下において「同一罪質、実質的な同質といった価値判断の介在する基準をもちだすことは、(中略)危険である。」とあるが、この批判はA-3説に対する批判と捉えて良いか。
3. 「Ⅱ. 学説の検討」1頁21行目において「三類型を規定するA-1説は、基準が明確であり妥当である。」とあるが、弁護側がA-1説をとる積極的な理由は基準が明確であるという点のみでよいか。